

川崎市教育委員会規則第 11 号

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 23 日

川崎市教育委員会

教育長 落 合 隆

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則（昭和 5 1 年川崎市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「居住している」を「住所を有する」に改め、同項第 2 号中「所在する会社に通勤している」を「在勤する」に改め、同項第 3 号中「の学校に通学している」を「に在学する」に改める。

第 7 条第 2 項中「7 日前」を「3 日前」に改める。

別表中

「

開放施設	単位	金額		
		午前	午後 1	午後 2
		6 時～ 1 2 時	1 2 時～ 6 時	6 時～ 9 時

」

を

「

開放施設	単位	金額		
		午前	午後 1	午後 2
		6 時～ 1 2 時	1 2 時～ 6 時	6 時～ 9 時
			1 2 時～ 5 時	5 時～ 9 時

」

に改め、別表備考第 1 項中「半額とする。」を「1 時間当たりの金額の半額とし、3 分の 1 面を使用する場合の使用料は、1 時間当たりの金額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。」に改め、同表備考第 2 項中「使用料」を「金額」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

3 午後 1 及び午後 2 の区分において、上段の時間は 3 月から 10 月までの期間に、下段の時間は 11 月から 2 月までの期間に適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。